

## 日本災害復興学会 委員会規程

### (目的)

第1条 日本災害復興学会は、会則30条にもとづき委員会を設置する。

### (委員会)

第2条 委員会の設置・廃止は理事会の議決を経て、総会で決定する。

### (組織および構成)

第3条 委員会の組織および構成は、次のとおりとする。

1. 委員会に属する委員は20名以内とする。
2. 委員会は、委員長（1名）、副委員長（**2名以内**）を置く。委員長が必要と判断すれば、幹事（若干名）を置くことができる。
3. 委員会の委員長は、原則として理事の中から会長が指名する。
4. 副委員長・委員・幹事は、委員長が会員の中から指名する。
5. 委員長が任務を履行できない場合は、副委員長が代行する。

### (任期)

第4条 委員長および委員の任期は次のとおりとする。

1. 委員長の任期は理事の任期とし、連続3期を認めない。
2. 委員・幹事の任期は委員長の任期とし、再任を妨げない。
3. 委員の増員・変更などは、委員長が会員の中から指名し、選任された委員の任期は現任の委員の任期とする。

### (担務)

第5条 委員会の担務は次のとおりとする。

#### (1) 総務委員会

・組織の改変、会則・細則・規程等の改定等，学会運営の基礎をなす事項の検討

- ・会則・細則・規程の管理および組織運営上の連絡調整
- ・理事会および総会の議案にかかわる事項の事前検討
- ・学会大会開催地の選定および実行委員会の編成
- ・理事候補者検討および会長選出に関わる諸手続き
- ・会員の入退会の管理
- ・その他、理事会、総会の議をまたずに意思決定すべき事項の審議

(2) 企画委員会

- ・学会主催行事等の企画・運営
- ・学会大会における企画の検討
- ・共催・後援・連携等に関する事項

(3) 復興支援委員会

- ・被災地支援に関わる事業の企画・運営
- ・被災地支援に資する冊子等の編纂・発行

(4) 学会誌編集委員会

- ・学会誌および論文集の企画・編集・出版
- ・論文等の審査
- ・その他、出版物の編集発行

(5) 広報委員会

- ・ニュースレターの発行
- ・ホームページの維持・管理、運営
- ・その他、本学会の広報に関する事項

(6) 学術推進委員会

- ・研究会の設置・廃止、活動活性化に関わる事項
- ・学会大会の研究発表のプログラム編成
- ・日本学術会議・他学会・協会等との連携に関する事項

附則（2018年1月7日）

1. 本規程は、理事会の承認に基づき2018年1月7日から適用する。
2. 本規程に定めのない事項で重要な案件が生じた場合は、理事会において協議・決定する。